

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件
平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求反訴事件
原告(反訴被告) 阿部宣男
被告(反訴原告) 松崎 参

証拠説明書(13)

2017(平成28)年8月9日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲 二

弁護士 平 松 真 二 郎

弁護士 湯 山 花 苗

	乙号証	証拠の標目	作成者	作成年月日		立証趣旨
1	乙第44号証	意見書	天羽優子	H29.7.19	原 本	科学とニセ科学とを区別する基準 について、ニセ科学をニセ科学と指摘 することの意義を明らかにした上で、 原告らが実証実験結果と称する甲 第15号証ないし甲第20号証が科学的 主張として合理性を欠くものであ ること ナノ銀による放射能低減について の原告の言説が科学的裏付けのない ものであり、ナノ銀による除染を宣伝 することはニセ科学であり、これを批 判することが必要であること等 を実験物理学、化学物理の研究者の立 場から明らかにするもの

以上